

八代市立八竜小学校

「いじめ防止基本方針」



平成 26 年 4 月策定

(令和 7 年改訂)

## 〔目次〕

### 1 本校のいじめ防止基本方針について

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

(2) いじめの未然防止について

(3) いじめの早期発見について

(4) いじめへの対処について

(5) 家庭や地域との連携について

(6) 関係機関との連携について

### 3 本校におけるいじめ等の実態

### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

(2) いじめの未然防止のための取組

(3) いじめの早期発見のための取組

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

(5) 学校におけるいじめへの対処

(6) いじめの解消

(7) いじめへの対処の流れ

(8) いじめの防止等への取組の評価

### 5 重大事態への対処

### 6 基本方針の見直し及び公表

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立八竜小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、全ての児童一人一人の大切さを強く自覚し、その児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの問題は、生命及び身心に重大な危険を生じさせうる人権にかかわる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身心に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、

さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要である。

このことを踏まえ、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ不登校対策委員会」を活用して行うこと。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童には適切な対応が必要であること。
- 好意からの行為が、意図せず相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど十分配慮したうえで対応する必要があること。ただし、このような場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ不登校対策委員会」へ情報提供しなければならないこと。
- インターネット上で悪口を書かれたことを児童本人が知らずにいるような場合等、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童等に対しては、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身心又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要となる。

## (2) いじめの未然防止について

すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。特に、様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ

などの外国につながる児童等)がある児童がいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携を図りながら周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことでのいじめの防止等に対応することも必要である。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることで、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

さらに、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を家庭や地域に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

### (3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えるなどしながら、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的に認知し対応することが大切である。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行う。

### (4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切である。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでを含んでいる。そのため、学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視し、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

#### (5) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、結果を児童や保護者、地域住民に対し公表し、認知漏れがないか確認する必要がある。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

#### (6) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と市教育委員会や関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければならない。

### 3 本校におけるいじめ等の実態～令和6年度「心のアンケート」結果から～

○学校は、楽しい・まあまあ楽しい（22／22名）

○いじめられたことがある（0／22名）

○クラスにいじめをゆるさない雰囲気がある・少しある（22／22名）

○誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがある（2／22名）

●いじめを見たり聞いたりした時、どうしたか（複数回答）

・話を聞いたり、声をかけたりした（2／2名）

○家庭で自由に使える情報通信機器を持っている（16／22名）

○ネット上で悪口を書いたり仲間はずれをしたりしたことがある（3年生以上が回答）（0／18名）

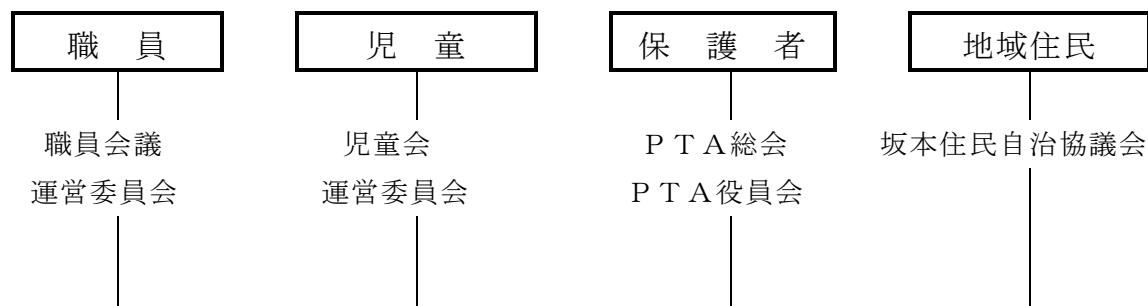
○ネット上に個人情報を載せたことがある（3年生以上が回答）（0／18名）

八竜子ども人権宣言を踏まえた実践がなされており、一定の成果を上げている。小規模校の強みを生かし、縦割り遊びなどの異学年との交流を積極的に行い、良好な人間関係を築くことができている。

一方で、自由に使える情報通信機器（スマートフォンやタブレットなど）を持っている児童が多く、情報モラル教育など家庭と連携しながら、取組を進めていく必要がある。

#### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

##### (1) いじめの防止等の対策のための組織



##### 【いじめ不登校対策委員会～八竜小学校学校いじめ対策組織～】

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

##### 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導担当者、情報集約担当者、養護教諭  
外部の専門家等

##### いじめが起きた場合の対応チーム編成

校内対応チーム ・・ 校長 教頭 教務主任 生徒指導担当者  
情報集約担当者 当該学級担任 養護教諭

拡大対応チーム ・・ 校内対応チーム + 外部の専門家等

## (2) いじめの未然防止のための取組

### ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- 自分の考えを伝え合う授業の実践
- 学習規律の徹底のため、八竜小学びのルール（約束7ヶ条）を徹底する。
- 人権尊重のうえに立ち、失敗しても認め合い励まし合う雰囲気のある学級をつくる。
- 児童の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、使用に関する家庭でのルールづくりを奨励する。

### イ 道徳教育の充実

- 命の大切さを学ばせる体験活動により、自尊感情を高め、授業を通して道徳的実践力を高める。

### ウ 児童会活動の充実

- 「八竜子ども人権宣言」を全校児童が理解し、学級毎にその具体策を考えて実践し、定期的な検証により、共生の定着を図る。
- 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ等に参加し、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てるとともに、その成果を全校集会で報告し、毎日の実践に生かす。

### エ 小中一貫・連携教育の取組

- 「八代型小中一貫・連携教育」を推進し、「育ちの連續性」を図ることで、児童の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育て、いじめの未然防止につなげる。
- 人権同和教育レポート研修により、共生を意識した9年間の取組を検証し、課題の共有と課題解決に向けた協働を図るようにする。

### オ 体験活動の充実

- 自然体験活動、勤労生産体験活動、交流体験活動の3つの分野で、年間計画に沿った活動を充実させる。
- 多様な体験活動を授業等の中に適切に位置づけ、生命尊重の視点から児童の思いをさらに深めるようする。

### カ 校内研修の取組

- 事例研究や参加体験型の研修を取り入れるなどし、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める取組を行う。
- 教職員としての基本的資質や専門性を向上させる研修内容を実施する。

### キ 生徒指導充実月間及び心のきずなを深める月間の取組

- 取組の趣旨を理解し、その対応を共通実践する。
- 実践の検証や修正を実態応じて柔軟に実施する。

### ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

- 発達段階を考慮した指導を学校全体で取り組む。
- 教科・領域との連携を図り、生命尊重を柱にした取組を重点的に行う。

### (3) いじめの早期発見のための取組

#### ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- 生活アンケートや点検表などのチェックリストを効果的に活用する。
- 諸アンケートによる情報を基に、対策を検討し、全職員での協働による取組を行う。
- 傍観者とならず、誰かに助けを求めるなどを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性についての理解を図る。
- 児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することが児童にとって多大な勇気を要することを踏まえ、児童からの相談については、迅速かつ丁寧に対応するとともに日頃から「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。

#### イ 校内相談窓口の設定と周知

- 担任等の教職員と児童との信頼関係をつくるとともに、いつでも安心して相談できる時間と場所を設定する。
- 全ての子どもたちに、いつでも相談できる環境があることを周知する。
- スクールカウンセラー等の活用にあたっては、関係職員との情報共有の仕組みを整え、児童が気軽に相談できる環境づくりを行う。

#### ウ 電話等相談窓口の周知

- 県や市等からのカード等を配布するなど、電話等相談窓口を周知する。

#### エ 特別支援教育の視点から

- 「共生」という考え方の下、インクルーシブ教育を行う。
- 児童一人一人の個性に応じた支援や相談を行う。

#### オ 日々の観察

- 全職員で児童一人一人の様子を把握する。
- 日々の情報交換による情報の共有化を図り、組織的な対応をする。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	主に教職員の取組	主に児童の取組	保護者・地域との連携
4月	組織づくり 子供を見つめる会 教育相談	小中合同歓迎遠足の企画	授業参観・学級懇談会・PTA 総会 家庭訪問
5月	校区人権レポート研修 心のきずな集会① 子供を見つめる会 教育相談	運動会に向けて 八竜子ども人権宣言 八竜アンケート 心のケアタイム	
6月	心のきずな集会② 子供を見つめる会 教育相談	集団宿泊教室に向けて（隔年） 八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	学校運営協議会① あいさつ運動
7月	いのちと防災を考える集会 子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	授業参観・学級懇談会 郷土料理教室① あいさつ運動
8月	子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム	
9月	子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	自由参観 あいさつ運動
10月	子供を見つめる会 教育相談	修学旅行に向けて（隔年） 八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	学校運営協議会② あいさつ運動
11月	子供を見つめる会 教育相談	心のアンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	学習発表会・学級懇談会 あいさつ運動
12月	子供を見つめる会 教育相談	人権集会 八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	郷土料理教室② PTA 親睦レクレーション あいさつ運動
1月	子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	自由参観 あいさつ運動
2月	子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	学校運営協議会③ 授業参観・学級懇談会・PTA 総会 あいさつ運動
3月	子供を見つめる会 教育相談	八竜アンケート 心のケアタイム 縦割り遊び	あいさつ運動

## (5) 学校におけるいじめへの対処

### ア いじめについての事実確認

- 正確な情報を基に、担任等、当該児童に一番近い教職員が話しを聴き、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 話しを聴く時は、複数体制をとり、保護者にも事実確認を行うとともに迅速に管理職に報告をする。
- いじめ不登校対策委員会において、情報共有を行い、事実関係確認後、組織的に対応方針を決定する。

### イ いじめられている児童への対応

- 担任等、当該児童に一番近い教職員が真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめ解決に向かう学校としての決意を伝え、いじめられている児童を徹底して守り通す姿勢を示す。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等と連携して心のケアを行う。
- 別室登校など児童が安心して登校できる環境をつくる。
- 家庭や外部の関係機関等との連携を図る。

### ウ いじめている児童への対応

- 当該児童が落ち着いて自らの言動を顧みることができる場を確保する。
- 当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもと毅然とした態度で指導する。
- 自らの長所を再確認させ、それを活かした生活の在り方に気づかせる。
- 「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを発達段階に応じて指導する。

### エ 周囲の児童への対応

- 「いじめは許されない」という毅然とした姿勢で子どもを指導する。
- 学級活動、児童会活動を通して、いじめ解決への方策を考えさせる。
- いじめられた児童を、集団として支える体制づくりを進める。

### オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- 家庭訪問をするなどし、誠意を持って児童の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- 情報を正確に伝え、指導についての経過報告を継続的に行う。

### カ いじめた児童の保護者への対応

- いじめの事実を冷静かつ正確に伝える。
- 保護者の思いを聴くなどし、一方的に話すことのないよう十分に配慮する。
- いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

#### ク 保護者全体への対応

- 誤解や動搖が広がらないよう事実に基づく適切な情報の提供を行い、各家庭からの協力をお願いする。
- 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらうようお願いする。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件ア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は、本校におけるいじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

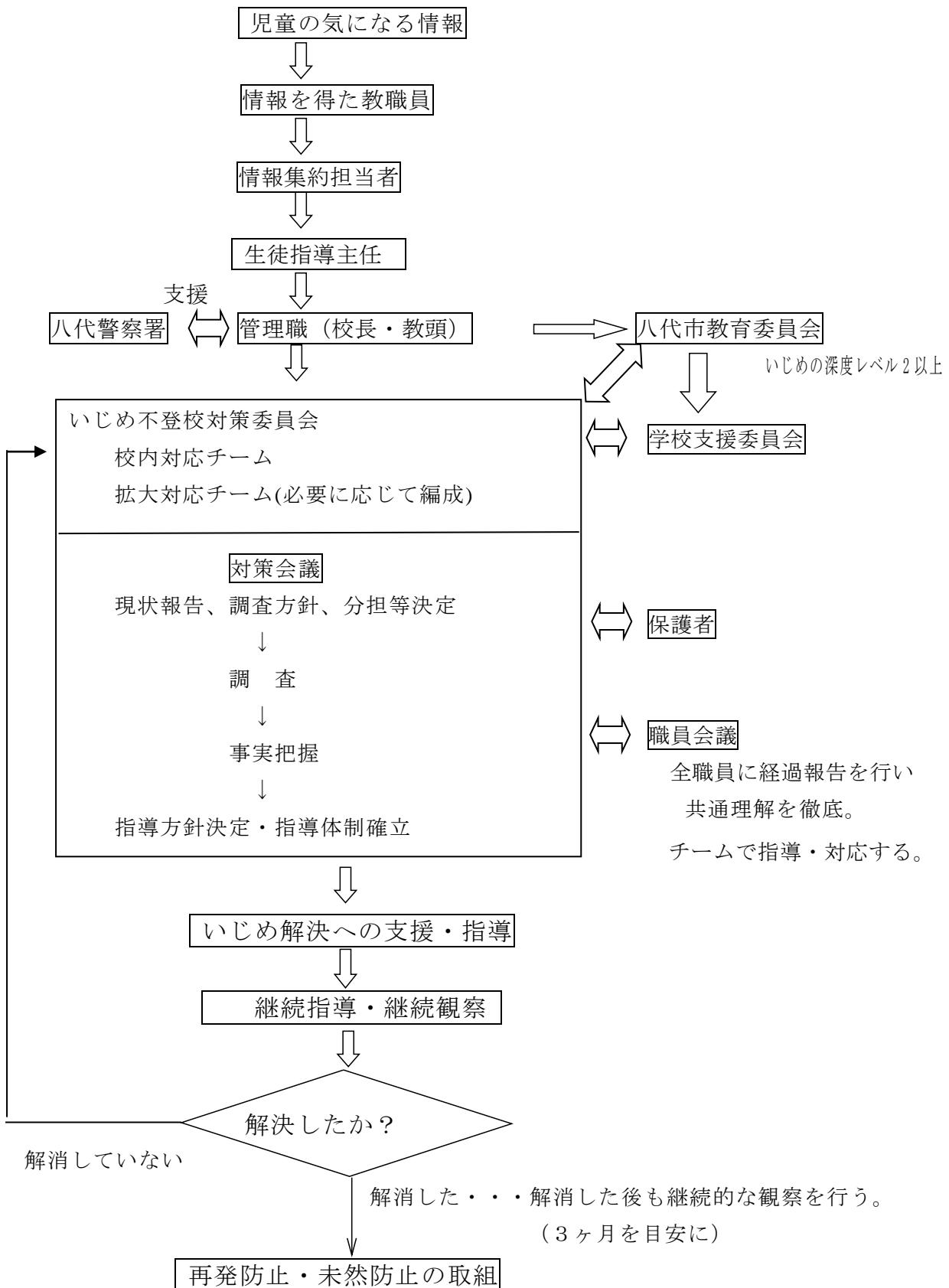
- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深

く観察する。

#### (7) いじめへの対処の流れ



## (8) いじめの防止等への取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見に努め、マネジメントサイクルにより以下の内容を確実に検証する。

- いじめの調査及び分析に関わる内容
- いじめ防止に関わる内容
- いじめの早期発見に関わる内容
- いじめの再発防止に関わる内容
- いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- 関係機関との連携に関わる内容

## 5 重大事態への対処

### 【重大事態とは】

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 〔例〕
- ・児童が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 〔例〕
- ・年間30日以上の不登校状況が見られる場合（ただし、児童が一定期間、連續して欠席している場合には、30日以上という目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある）

### 【重大事態調査の目的】

重大事態調査は、対象児童の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

### 【重大事態に対する平時からの備え】

全教職員が、本基本方針はもとより、法やガイドライン等を理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。しかし、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から

重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、校長がリーダーシップを發揮し、いじめ不登校対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

また、いじめ不登校対策委員会が実効的な役割を果たせるように、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の関係機関と平時から連携を図っていく必要もある。

#### 【重大事態発生時の対処】

○重大事故が発生した場合は、校長が八代市教育委員会へすみやかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。

　また、校長を代表とする校内対応チームを編成する。

○上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査、事実把握を行う。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し、厳正に対処する。

○いじめを行った児童への指導を行う。指導者は、対応チームで選定する。

○いじめを受けた児童への支援を行う。支援者は、対応チームで選定する。

○周囲の児童への指導を行う。指導は、校長の指示を受けた生徒指導主任を中心とした組織で行う。

○経過を観察し、対応チームで状況に合わせた対策を行う。

## 6 基本方針の見直し及び公表

学校は、本基本方針について適宜見直しを図り、実態に対応できるようにする。

また、本基本方針は、学校のホームページに掲載し、児童や保護者、地域住民へ公表する。